

財 務 省 防 災 業 務 計 画

昭和52年4月1日

(平成19年11月1日改訂版)

昭和52年	4月	1日作成	大蔵省訓令特第	2号
昭和55年	2月	1日作成	大蔵省訓令特第	1号
昭和56年	4月	1日作成	大蔵省訓令特第	11号
昭和59年	10月	1日作成	大蔵省訓令特第	27号
平成8年	4月	1日作成	大蔵省訓令特第	2号
平成10年	10月	7日作成	大蔵省訓令特第	21号
平成13年	1月	5日作成	大蔵省訓令特第	1号
平成15年	3月	31日作成	財務省訓令特第	1号
平成16年	6月	30日作成	財務省訓令特第	1号
平成18年	6月	30日作成	財務省訓令特第	1号
平成19年	11月	1日作成	財務省訓令特第	1号

財務省防災業務計画

第1編 災害一般に係る防災業務計画

第1章 総 則

(業務計画の目的)

第1条 災害一般に係る防災業務計画（以下「業務計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第36条第1項の規定により、財務省の所掌事務について、防災に関し採るべき措置の基本を定めるとともに、地域防災計画の作成のための基準を示すことを目的とする。

(定義)

第2条 業務計画において、「災害」、「防災」、「防災基本計画」又は「地域防災計画」とは、それぞれ基本法第2条に規定する災害、防災、防災基本計画又は地域防災計画をいう。

2 業務計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 関係機関 基本法第2条第3号から第6号までに規定する指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関又は地方公共団体をいう。
- 二 各部局等 財務省設置法（平成11年法律第95号）第12条、第14条第1項、第15条第1項及び第4項、第18条第1項、第23条第1項及び第2項並びに第24条第1項に規定する財務局（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第43条に規定する沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）、財務支局及び財務事務所並びに財務局、財務支局又は財務事務所の出張所並びに税関及び沖縄地区税関並びに国税庁、国税局及び沖縄国税事務所並びに税務署並びに財務省組織令（平成12年政令第250号）第2条及び第13条に規定する大臣官房、各局及び各課をいう。

第2章 防災体制の確立

(防災組織の整備)

第3条 財務省の防災に関する組織は、財務大臣（以下「大臣」という。）の統括の下に、明確な範囲の所掌事務と権限を有する各部局等によって系統的に構成されるものとし、各部局等は、すべて一体として、防災に関する行政機能を発揮するものとする。

(災害対策本部等)

第4条 大臣は、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策及び災害復旧を推進するため特別の必要があると認めるときは、財務省本省に財務

省災害対策本部又はそれに準ずる組織（以下この条において「省対策本部等」という。）を設けるものとする。また、省対策本部等を設置した場合には、災害対策本部、関係省庁、日本銀行等に省対策本部等の連絡窓口を通知するものとする。

- 2 財務局（福岡財務支局を含む。）、税関（沖縄地区税関を含む。）、及び国税局（沖縄国税事務所を含む。）（以下次項において「各機関」という。）の長は、管轄区域内において、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策及び災害復旧を推進するため特別の必要があると認めるとき又は省対策本部等が設置されたときは、各機関の災害現地対策本部又はそれに準ずる組織（次項において「災害現地対策本部等」という。）を設けるものとする。
- 3 第1項の省対策本部等の名称、組織、処理する事務の内容その他の必要な事項については、大臣官房長が定め、各機関の災害現地対策本部等の名称、組織、処理する事務の内容その他の必要な事項については、大臣官房長が定める準則により、各機関の長が定める。
- 4 第1項の省対策本部等には、国税庁の職員を参加させる。

（防災業務実施要領）

第5条 財務局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、基本法、防災基本計画、業務計画その他関係法令等の定める基準に従い、その所掌事務に係る防災業務についての実施要領を作成し、毎年これに検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正するものとする。

- 2 財務局長は、前項の規定により防災業務実施要領を作成し、又は修正したときは、これを大臣官房長に報告するものとする。

（防災活動態勢の整備及び防災訓練）

第6条 各部局等の長（業務計画の各条において定める措置について、それぞれ関係法令等の規定により実施の責任を有する各部局等の長をいう。以下同じ。）は、この業務計画を的確かつ円滑に実施するため、職員に対する防災及び安全に関する知識の普及、通信手段の多重化を含む通信施設の充実及び災害用として配備されている無線電話等の機器の運用方法等の習熟、災害が発生した場合における情報の収集及び伝達機能の強化、非常参集体制の整備、庁舎管理体制の確立、各部局等相互間の連絡の確保、非常用発動機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等生活必需品の適切な備蓄、その他防災活動体制の整備に努めなければならない。

- 2 災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるよう関係行政機関と連携し、毎年1回以上の災害を想定した訓練を実施するものとする。

第3章 関係機関との協力

(関係機関との協力)

第7条 各部局等の長は、この業務計画を実施するに当っては、関係機関の行う防災活動との間の整備を図ることにより、防災活動の総合的な推進に寄与するよう努めるものとする。

第4章 災害応急対策及び災害復旧

(応急措置の実施)

第8条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各部局等の長は、その所掌事務に関し、基本法、防災基本計画、業務計画その他関係法令等に基づき災害の発生の防御又は拡大の防止のための所要の応急の措置（以下この章において「応急措置」という。）を速やかに実施するものとする。

2 各部局等の長は、関係機関等の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要な施策を講じるように配慮するものとする。

(被害状況等の報告)

第9条 各部局等の長は、その所掌事務に係る災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況及びこれに対して採られた措置の概要を大臣又はそのあらかじめ指定する者に報告するものとする。

(被災者に対する的確な情報提供等)

第10条 各部局等の長は、その所掌事務に係る災害が発生したときは、次に掲げる措置を適切に行うものとする。

- 一 各部局等の長が講じている施策に関する情報を適切に被災者等住民に提供すること。
- 二 必要に応じ関係機関等と協力して、速やかに、被災者等住民からの問い合わせに総合的に対応すること。

(災害査定立会)

第11条 被災地において、主務省が被災復旧事業費の査定を行う場合には、財務省本省又は被災地を管轄する財務局若しくは財務支局の職員は、災害復旧事業の適正かつ公平な実施を期するため、その査定に立会するものとする。

(財政融資資金の貸付)

第12条 被災地を管轄する財務局、財務支局、財務事務所又は財務局出張所の長は、地方公共団体が、緊急を要する災害応急復旧等の支出に充てるための災害つなぎ資金として財政融資資金の貸付を希望する場合には、必要と認められる範囲内で、短期貸付の措置を適切に運用するものとする。

2 被災地を管轄する財務局、財務支局、財務事務所又は財務局出張所の長は、地方公共団体が被災復旧事業、防災集団移転促進事業及び火山活動対策事業に要する経費の財源として地方債（基本法第102条第1項に基づく地方債を含む。）を起こす場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置するものとする。

(国有財産の無償貸付等)

第13条 大臣官房会計課、財務局、財務支局、財務事務所、財務局出張所、財務支局出張所、財務事務所出張所、沖縄総合事務局財務出張所、税関、沖縄地区税関、国税庁、税務大学校、国税局又は沖縄国税事務所（以下「国有財産部局等」という。）の長は、防災のため必要があると認められるときは、当該国有財産部局等の長が管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、次の各号に掲げる措置を適切に行うものとする。

一 国有財産法（昭和23年法律第73号）第22条第1項第1号又は第18条第6項に基づき第19条の規定により準用される第22条第1項第1号の規定に該当するものとして、公共団体から申請があった場合において、防災上必要な通信施設等の用に供するときは、国有財産を無償で貸付け又は使用許可すること。

二 国有財産法第22条第1項第3号又は第18条第6項に基づき第19条の規定により準用される第22条第1項第3号の規定に該当するものとして、公共団体から申請があった場合において、災害が発生した場合における応急措置の用に供するときは、国有財産を無償で貸付け又は使用許可すること。

三 国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第2条第2項第6号の規定に該当するものとして、地方公共団体から申請があった場合において、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校等の施設（学校給食の実施に必要な施設を含む。）の用に供するときは、普通財産を無償で貸付けること。

四 国有財産特別措置法第3条第1項第1号ワの規定に該当するものものとして、地方公共団体から申請があった場合において、水防、消防その他の防災に関する施設の用に供するときは、普通財産を時価より減額した対価で譲渡し、又は貸付けること。

五 国有財産特別措置法第7条第1項の規定により、水害、風害、その他の災害の防除又は復旧を行おうとする者から申請があった場合において、当該事業の成功を条件として普通財産を売払い又は貸付けること。

六 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第25

条の規定により、都道府県より申請があった場合において、急傾斜地崩壊防止施設の用に供するときは、普通財産を無償で貸付け、又は譲与すること。

七 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）第10条の規定により、市町村又は都道府県から申請があった場合において、集団移転促進事業の用に供するときは、普通財産を無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸付けること。

（地震保険制度の充実）

第14条 財務省は、被災者自らによる生活再建の促進のため、地震保険制度を充実し、地震保険の周知により普及率の向上を図ることとする。

（国税に関する措置）

第15条 災害被害者に対する国税の救済措置については、災害被害者に対する国税に関する関係法令等の定めるところにより、申告、納付等の期限の延長、納税の猶予及び国税の軽減免除その他の次の各号に掲げる措置を適切に運用するものとする。

- 一 申告、申請、請求、届出、納付等の期限の延長に関する措置 災害その他やむを得ない理由により申告、納付等の行為をその期限までにすることができない場合には、納税者の申請に基づき、その理由のやんだ日から2か月以内に限り、それらの期限を延長すること。ただし、被災地域が広範囲で、かつ、その地域の納税者の相当部分が被災した場合には、国税庁長官が地域と期日を指定してそれらの期限を延長すること。
- 二 納税の猶予に関する措置 災害により、財産に相当の被害を受け、又は納税が困難になった場合には、納税者の申請に基づき1年以内（納付困難の理由が継続する場合には最高3年）の期限に限り国税の納税を猶予すること。
- 三 国税の軽減、免除及び徴収猶予等に関する措置 災害被害者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算若しくは徴収の猶予又は災害を受けた酒類等の物品について納付すべき国税の徴収については、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）その他国税に関する法律により措置すること。

（関税等に関する措置）

第16条 災害が発生した場合においては、関税に関する関係法令等の定めるところにより、次の各号に掲げる措置を適切に運用するものとする。

- 一 外国から送付される救援物資に対する関税を免除すること。
- 二 災害の場合において輸入する必要がある主要食糧等に対する関税を軽減し又は免除する政令が制定された場合には、その措置を実施すること。
- 三 外国から送付される救援物資等に係る税関関係手数料を還付し、軽減し又は免除す

ること。

四 保税地域において被災した貨物に対する関税を軽減し又は払い戻すこと。

五 被災者等が災害のため、期限までに関税に関する関係法令等に基づく申請等を行うことができない場合には、当該期限を延長すること。

六 外国から送付される救援物資のみを積卸しする外国貿易船等に係る入出港手続を簡易なものとする。

(災害復旧に関する関係法令等の運用)

第17条 各部局等の長は、この業務計画に定めるもののほか、基本法、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）その他災害応急対策及び災害復旧に関する関係法令等の適切な運用を図るものとする。

(災害緊急事態)

第18条 基本法第109条第1項又は第109条の2第1項に規定する政令が制定された場合において、その制定に伴い財務省において実施する防災業務については、別に定めるところによる。

第5章 地域防災計画の作成の基準

(地域防災計画の作成の基準)

第19条 各部局等の長は、地域防災計画の作成に関し、本編の第2章及び第4章の規定の趣旨に沿うよう指導するものとする。

第6章 補 則

(特別の機関及び施設等機関)

第20条 財務省設置法第22条第1項に規定する特別の機関並びに財務省組織令第66条及び第95条に規定する各施設等機関は、それぞれの所掌事務の実情に即して防災に関する体制の整備に努めるものとする。

(実施の細目)

第21条 この業務計画に定めるもののほか、防災に関し採るべき措置の細目について必要な事項は、大臣官房長が別に定める。

- 2 前項の場合において、大臣官房長は、国税庁、国税局及び沖縄国税事務所並びに税務署の所掌事務に関連のある事項を定めようとするときは、国税庁長官と協議するものとする。

第2編 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画

第1章 総 則

(強化計画の目的)

第22条 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画（以下「強化計画」という。）は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）第6条第1項の規定に基づき、財務省の所掌事務について、地震防災応急対策に係る措置に関する事項及び防災訓練に関する事項その他地震防災上重要な対策に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第23条 強化計画において、「地震防災」、「地震予知情報」、「地震防災対策強化地域」、「警戒宣言」又は「地震防災応急対策」とは、それぞれ地震法第2条に規定する地震防災、地震予知情報、地震防災対策強化地域、警戒宣言又は地震防災応急対策をいう。

2 強化計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 関係機関 地震法第2条第5号から第8号までに規定する指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関又は地方公共団体をいう。
- 二 各機関 次の機関をいう。
 - イ 財務省本省及び国税庁
 - ロ 管轄区域内に地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の一部を含む財務局、税関及び国税局
 - ハ 管轄区域内に強化地域の一部を含む財務事務所、税関支署及び税務署
- 三 強化地域内の機関 強化地域内に所在する財務局、税関、国税局、財務事務所、税関支署及び税務署をいう。

第2章 地震防災応急対策に係る措置に関する事項

(地震予知情報等の伝達等)

第24条 地震予知情報及びこれに関する情報（以下「地震予知情報等」という。）の伝達

の経路及び方法は、別紙1のとおりとする。

(地震災害警戒本部等の設置)

第25条 大臣は、警戒宣言が発せられたときは、財務省本省に財務省地震災害警戒本部又はそれに準ずる組織（以下「省警戒本部等」という。）を設けるものとする。

2 前項の省警戒本部等の名称、組織、処理する事務の内容その他の必要な事項については、大臣官房長が定める。

3 第1項の省警戒本部等には、国税庁の職員を参加させる。

4 財務省本省を除く各機関の長は、警戒宣言が発せられたときは、当該各機関にそれぞれ地震災害警戒本部又はそれに準ずる組織を設けるものとする。

この場合、当該各機関の地震災害警戒本部等の名称、組織、処理する事務の内容その他の必要な事項については、それぞれの機関の長が定める。

(地震防災応急対策の実施要員の確保及び他機関との協力体制)

第26条 各機関は、地震防災応急対策を実施するため、要員の確保に努めるものとする。

このため、あらかじめ、要員を定めておくものとする。

2 各機関は、警戒宣言が発せられた場合には、各機関において行う地震防災応急対策を実施するため、各機関相互に、及び他の関係機関と密接な連絡を保ち、相互協力に努めるものとする。

(発災後に備えた資機材、人員等の配備手配)

第27条 強化地域内の機関は、あらかじめ、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な資機材、人員等の事前の配備手配について定めておくものとする。

(警戒宣言時の広報)

第28条 各機関は、警戒宣言が発せられた場合において、それぞれの所掌事務の運営について必要があると認められるときは、報道機関等を通じて適時適切に広報活動を行うものとする。

この場合、強化地域内の機関は、必要が認められるときは、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間その他必要な事項を庁舎前に掲示する等の方法により事務運営の周知を図るものとする。

(避難対策等)

第29条 強化地域内の機関で、地震の発生に伴い、津波による危険その他特別の危険が予想される機関においては、あらかじめ、当該機関の職員の具体的な避難実施方法を定めておくものとする。

(国有財産の無償貸付等)

第30条 国有財産部局等の長は、地震防災応急対策の実施に必要があると認められるときは、当該国有財産部局等の長が管理する国有財産について、国有財産法第22条第1項第4号又は第18条第6項に基づき第19条の規定により準用される第22条第1項第4号の規定に該当するときは、地方公共団体への無償による貸付け又は使用許可を適切に行うものとする。

(地震予知情報等の部外者への伝達等)

第31条 強化地域内の機関は、地震予知情報等の伝達を受理したときは、その内容を迅速かつ確に当該機関の庁舎に出入している当該機関の職員以外の者(次項において「部外者」という。)に伝達するものとし、あらかじめ、そのための方法を定めておくものとする。

2 強化地域内の機関は、あらかじめ、部外者の退避の誘導方法及び退避誘導実施責任者並びに安全確認のための措置を定めておくものとする。

(報告)

第32条 各機関(財務省本省を除く。以下本条において同じ。)は、次に掲げる事項を正確かつ迅速に省警戒本部等に報告するものとする。

- 一 当該各機関の講じた地震防災応急対策
- 二 各機関の地震災害警戒本部等の設置状況
- 三 その他当該各機関において必要と認める事項

2 前項に規定する報告の経路及び方法は、第24条の規定を準用する。

第3章 大規模な地震に係る防災訓練に関する事項

(防災訓練)

第33条 各機関は、各機関相互に、又は他の関係機関と協議の上、連携を図りながら、毎年1回以上警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び発災後の災害応急対策(基本法第50条に規定する災害応急対策をいう。)等に係る事項に関し、次に掲げる事項を内容とする防災訓練を実施するものとする。

- 一 地震予知情報等の伝達
- 二 各機関の地震災害警戒本部等の設置
- 三 その他当該各機関において必要と認める事項

第4章 地震防災上必要な教育に関する事項

(防災教育)

第34条 各機関は、それぞれの機関に所属する職員に対して次の事項を内容とする地震防災上の教育を実施し、地震防災に関する知識が徹底するよう努めるものとする。

- 一 警戒宣言の性格及びこれに基づき採られる措置の内容
- 二 東海地震の予知に関する知識
- 三 地震予知情報等の内容
- 四 予想される地震及び津波に関する知識
- 五 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的に採るべき行動に関する知識
- 六 職員が果たすべき役割
- 七 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 八 今後、地震対策として取り組む必要のある課題
- 九 その他当該各機関において必要と認める事項

第5章 補 則

(各機関の細目)

第35条 この強化計画に定めるもののほか、強化地域に係る地震防災に関し、採るべき措置の細目について必要な事項は、各機関の長（財務省本省の場合は大臣官房長）が別に定める。

第3編 東南海・南海地震防災対策推進計画

第1章 総 則

(推進計画の目的)

第36条 東南海・南海地震の地震防災対策推進地域（以下この編において「推進地域」という。）に係る東南海・南海地震防災対策推進計画（以下この編において「推進計画」という。）は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「東南海法」という。）第6条第1項の規定に基づき、財務省の所掌事務について、東南海・南海地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項、東南海・南海地震に係る防災訓練に関する事項その他地震防災上重要な

対策に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第37条 推進計画において、「東南海・南海地震」、「地震災害」、「地震防災」とは、それぞれ東南海法第2条に規定する東南海・南海地震、地震災害、地震防災をいう。

2 推進計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 関係機関 基本法第2条第3号から第6号までに規定する指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関又は地方公共団体をいう。

二 各機関 次の機関をいう。

イ 財務省本省及び国税庁

ロ 管轄区域内に推進地域の一部を含む財務局、税関及び国税局

ハ 管轄区域内に推進地域の一部を含む財務事務所、税関支署及び税務署

三 推進地域内の機関 推進地域内に所在する財務局、税関、国税局、財務事務所、税関支署及び税務署をいう。

第2章 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

(津波に関する情報の伝達等)

第38条 東南海・南海地震に伴い気象庁が発表する津波警報及びこれに関する情報(以下この編において「津波警報等」という。)の伝達の経路及び方法は、別紙2のとおりとする。

2 推進地域内の機関の職員は、推進地域において、強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき等の場合には、テレビ・ラジオ等可能な手段により、積極的に、当該地震及びこれに由来する津波に関する情報の入手に努めることとする。

(避難対策等)

第39条 推進地域内の機関で、東南海・南海地震の発生に伴い、津波による危険その他特別の危険が予想される機関においては、避難地、避難路、避難方法及び連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期すように努めるものとする。

2 各機関の職員は、推進地域において、強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき及び津波警報の発表を知ったときには、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する等、防災の知識に基

づき適切な避難行動等をとるように努めるものとする。

(財務省が管理する施設に関する対策)

第40条 各機関は、当該機関が管理している推進地域内に所在する施設のうち、津波避難実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについては、その機能を果たすため、必要に応じ、非常用発動機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等生活必需品の適切な備蓄、テレビ、ラジオ、コンピューター等情報入手するための機器の整備、その他防災活動体制の整備に努めなければならない。

2 各機関は、当該機関が管理している推進地域内に所在する施設について、地震発生時の津波来襲に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制を定めておくものとする。この場合において、職員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に十分配慮するものとする。

3 各機関は、推進地域内に当該機関の発注に係る工事中の建築物その他工作物又は施設がある場合には、工事施工責任者に対し、地震発生時の津波来襲に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制を定めておくよう、要請するものとする。この場合において、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、津波被害の防止対策を講ずる場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に十分配慮するよう指導するものとする。

(津波警報等の部外者への伝達等)

第41条 推進地域内の機関は、津波警報等の伝達を受理したときは、その内容を迅速かつ的確に当該機関の庁舎に出入している当該機関の職員以外の者(次項において「部外者」という。)に伝達するものとし、あらかじめ、そのための方法を定めておくものとする。

2 推進地域内の機関は、あらかじめ、部外者の退避の誘導方法及び退避誘導実施責任者並びに安全確認のための措置を定めておくものとする。

第3章 防災体制等に関する事項

(防災体制の確立等)

第42条 各機関は、東南海・南海地震が発生した場合における的確な応急対策の実施のため、前章に掲げる措置のほか、第1編第2章及び第3章に準じて、防災組織の整備、災害対策本部等の整備、防災業務実施要領の作成等、防災活動態勢の整備及び関係機関との協力等の防災体制の確立のための措置を推進するものとする。

2 各機関、各機関が設置する災害対策本部又はそれに準ずる組織は、東南海・南海地震

が発生した場合には、被害防止・軽減のため、必要に応じ、前項に掲げる措置を実施するとともに、第1編第4章に準じて、応急措置の実施、被害状況等の報告及び被災者に対する的確な情報提供その他必要な応急対策を実施するものとする。

第4章 防災訓練に関する事項

(防災訓練)

第43条 推進地域内の機関は、各機関相互に、又は他の関係機関と協議の上、連携を図りながら、推進地域に係る大規模な地震及び津波を想定した防災訓練を毎年1回以上実施するものとする。

第5章 地震防災上必要な教育に関する事項

(防災教育)

第44条 各機関は、それぞれの機関に所属する職員に対して次の事項を内容とする地震防災上の教育を実施し、地震防災に関する知識が徹底するよう努めるものとする。

- 一 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 二 地震及び津波に関する一般的な知識
- 三 地震が発生した場合に具体的に採るべき行動に関する知識
- 四 職員が果たすべき役割
- 五 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 六 今後、地震対策として取り組む必要のある課題
- 七 その他当該各機関において必要と認める事項

第6章 補 則

(各機関の細目)

第45条 この推進計画に定めるもののほか、推進地域に係る地震防災に関し、採るべき措置の細目について必要な事項は、各機関の長（財務省本省の場合は大臣官房長）が別に定める。

第4編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1章 総 則

(推進計画の目的)

第46条 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画推進地域（以下この編において「推進地域」という。）に係る日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画（以下この編において「推進計画」という。）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝法」という。）第6条第1項の規定に基づき、財務省の所掌事務について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項その他地震防災上重要な対策に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第47条 推進計画において、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」、「地震災害」、「地震防災」とは、それぞれ日本海溝法第2条に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、地震災害、地震防災をいう。

2 推進計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 関係機関 基本法第2条第3号から第6号までに規定する指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関又は地方公共団体をいう。

二 各機関 次の機関をいう。

イ 財務省本省及び国税庁

ロ 管轄区域内に推進地域の一部を含む財務局、税関及び国税局

ハ 管轄区域内に推進地域の一部を含む財務事務所、税関支署及び税務署

三 推進地域内の機関 推進地域内に所在する財務局、税関、国税局、財務事務所、税関支署及び税務署をいう。

第2章 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

(津波に関する情報の伝達等)

第48条 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い気象庁が発表する津波警報及びこれに関する情報（以下この編において「津波警報等」という。）の伝達の経路及び方法は、別紙3のとおりとする。

2 推進地域内の機関の職員は、推進地域において、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた

とき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき等の場合には、テレビ・ラジオ等可能な手段により、積極的に、当該地震及びこれに由来する津波に関する情報の入手に努めることとする。

(避難対策等)

第49条 推進地域内の機関で、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生に伴い、津波による危険その他特別の危険が予想される機関においては、避難地、避難路、避難方法及び連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期すように努めるものとする。

2 各機関の職員は、推進地域において、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき及び津波警報の発表を知ったときには、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する等、防災の知識に基づき適切な避難行動等をとるよう努めるものとする。

(財務省が管理する施設に関する対策)

第50条 各機関は、当該機関が管理している推進地域内に所在する施設のうち、津波避難実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについては、その機能を果たすため、必要に応じ、非常用発動機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等生活必需品の適切な備蓄、テレビ、ラジオ、コンピューター等情報を入力するための機器の整備、その他防災活動体制の整備に努めなければならない。

2 各機関は、当該機関が管理している推進地域内に所在する施設について、地震発生時の津波来襲に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制を定めておくものとする。この場合において、職員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に十分配慮するものとする。

3 各機関は、推進地域内に当該機関の発注に係る工事中の建築物その他工作物又は施設がある場合には、工事施工責任者に対し、地震発生時の津波来襲に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制を定めておくよう、要請するものとする。この場合において、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、津波被害の防止対策を講ずる場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に十分配慮するよう指導するものとする。

(津波警報等の部外者への伝達等)

第51条 推進地域内の機関は、津波警報等の伝達を受理したときは、その内容を迅速かつ的確に当該機関の庁舎に出入している当該機関の職員以外の者（次項において「部外者」という。）に伝達するものとし、あらかじめ、そのための方法を定めておくものとする。

- 2 推進地域内の機関は、あらかじめ、部外者の退避の誘導方法及び退避誘導実施責任者並びに安全確認のための措置を定めておくものとする。

第3章 防災体制等に関する事項

(防災体制の確立等)

- 第52条 各機関は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における的確な応急対策の実施のため、前章に掲げる措置のほか、第1編第2章及び第3章に準じて、防災組織の整備、災害対策本部等の整備、防災業務実施要領の作成等、防災活動態勢の整備及び関係機関との協力等の防災体制の確立のための措置を推進するものとする。
- 2 各機関、各機関が設置する災害対策本部又はそれに準ずる組織は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合には、被害防止・軽減のため、必要に応じ、前項に掲げる措置を実施するとともに、第1編第4章に準じて、応急措置の実施、被害状況等の報告及び被災者に対する的確な情報提供その他必要な応急対策を実施するものとする。

第4章 防災訓練に関する事項

(防災訓練)

- 第53条 推進地域内の機関は、各機関相互に、又は他の関係機関と協議の上、連携を図りながら、推進地域に係る大規模な地震及び津波を想定した防災訓練を毎年1回以上実施するものとする。なお、他の防災訓練の状況等を踏まえ、広域的な防災訓練や冬期の避難訓練を実施するよう努めるものとする。

第5章 地震防災上必要な教育に関する事項

(防災教育)

- 第54条 各機関は、それぞれの機関に所属する職員に対して次の事項を内容とする地震防災上の教育を実施し、地震防災に関する知識が徹底するよう努めるものとする。
- 一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - 二 地震及び津波に関する一般的な知識
 - 三 地震が発生した場合に具体的に採るべき行動に関する知識
 - 四 職員が果たすべき役割

- 五 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 六 今後、地震対策として取り組む必要のある課題
- 七 その他当該各機関において必要と認める事項

第6章 補 則

(各機関の細目)

第55条 この推進計画に定めるもののほか、推進地域に係る地震防災に関し、採るべき措置の細目について必要な事項は、各機関の長（財務省本省の場合は大臣官房長）が別に定める。

附則（昭和52年4月1日 訓令特第2号）

この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。

附則（昭和55年2月1日 訓令特第1号）

この訓令は、昭和55年2月1日から施行する。

附則（昭和56年4月1日 訓令特第11号）

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附則（昭和59年10月1日 訓令特第27号）

この訓令は、昭和59年10月1日から施行する。

附則（平成8年4月1日 訓令特第2号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附則（平成10年10月7日 訓令特第21号）

この訓令は、平成10年10月15日から施行する。

附則（平成13年1月5日 訓令特第1号）

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附則（平成15年3月31日 訓令特第1号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附則（平成16年6月30日 訓令特第1号）

この訓令は、平成16年6月30日から施行する。

附則（平成18年6月30日 訓令特第1号）

この訓令は、平成18年6月30日から施行する。

附則（平成19年11月1日 訓令特第1号）

この訓令は、平成19年11月1日から施行する。

別紙 1

財務省における地震予知情報等の伝達の経路及び方法

1 伝達の経路及び方法等

(1) 伝達の経路

財務省における地震予知情報等の伝達の経路は、別図1のとおりとする。

(2) 地震予知情報等連絡担当者の設置及び登録

別図1に示された財務省本省各課の長（大臣官房厚生管理官を含む）及び国税庁の長は、あらかじめ勤務時間内及び勤務時間外において地震予知情報等の連絡に当たる者（以下「地震予知情報等連絡担当者」という。）を設けて、大臣官房長に登録しておくものとする。

(3) 地震予知情報等連絡担当者等の責務

イ 大臣官房長（省警戒本部等が設置されたときは、省警戒本部等。以下同じ。）は、地震予知情報等を受理したときは、地震予知情報等連絡担当者に当該地震予知情報等の伝達を行うものとする。

ロ 地震予知情報等連絡担当者は、大臣官房長から地震予知情報等を受理したときは、それぞれの所属する財務省本省内部部局又は国税庁において迅速かつ的確に地震予知情報等の伝達を行うとともに、別図1の経路に従って財務局、税関及び国税局に対しても同様の措置を採るものとする。

(4) 伝達の方法

大臣官房長又は地震予知情報等連絡担当者が地震予知情報等の伝達を行う場合には、通常の電話又はその他適当と認める方法により行うものとする。

(5) 報告

各部局等の長は、当該災害の状況及びこれに対して採られた措置の概要その他必要な報告事項については、上記の伝達の経路及び方法を利用して大臣又はあらかじめ指定する者に報告するものとする。

2 財務省本省を除く各機関の内部又は当該各機関相互における伝達の経路及び方法

財務省本省を除く各機関の内部又は当該各機関相互における伝達の経路及び方法については、それぞれの機関において別に定めるものとする。

別紙 2

財務省における津波警報等を想定した伝達の経路及び方法

1 伝達の経路及び方法等

(1) 伝達の経路

財務省における津波警報等の伝達の経路は、別図 2 のとおりとする。

(2) 津波警報等連絡担当者の設置及び登録

別図 2 に示された財務省本省各課の長及び国税庁の長は、あらかじめ勤務時間内及び勤務時間外において津波警報等の連絡に当たる者（以下「津波警報等連絡担当者」という。）を設けて、大臣官房長に登録しておくものとする。

(3) 津波警報等連絡担当者等の責務

イ 大臣官房長は、津波警報等を受理したときは、津波警報等連絡担当者に当該津波警報等の伝達を行うものとする。

ロ 津波警報等連絡担当者は、別図 2 の経路に従って財務局、税関及び国税局に対して、迅速かつ的確に津波警報等の伝達を行うものとする。

(4) 伝達の方法

大臣官房長又は津波警報等連絡担当者が津波警報等の伝達を行う場合には、通常の電話又はその他適当と認める方法により行うものとする。

(5) 報告

各部局等の長は、当該災害の状況及びこれに対して採られた措置の概要その他必要な報告事項については、上記の伝達の経路及び方法を利用して大臣又はあらかじめ指定する者に報告するものとする。

2 財務省本省及び国税庁を除く各機関の内部又は当該各機関相互における伝達の経路及び方法

財務省本省及び国税庁を除く各機関の内部又は当該各機関相互における伝達の経路及び方法については、それぞれの機関において別に定めるものとする。

なお、これを定めるにあたっては、津波警報等の発表から津波の来襲までの時間が短いことも想定されることから、テレビ・ラジオ等の報道等により、上部機関からの津波警報等の伝達を受ける前に当該情報を入手した財務省本省及び国税庁を除く各機関においては、上部機関からの伝達を待たずに、東南海・南海地震により発生する津波の被害が予想される当該機関内部及び下部機関に対して、津波警報等の伝達を行うよう定めるものとする。

別紙 3

財務省における津波警報等を想定した伝達の経路及び方法

1 伝達の経路及び方法等

(1) 伝達の経路

財務省における津波警報等の伝達の経路は、別図3のとおりとする。

(2) 津波警報等連絡担当者の設置及び登録

別図3に示された財務省本省各課の長及び国税庁の長は、あらかじめ勤務時間内及び勤務時間外において津波警報等の連絡に当たる者（以下「津波警報等連絡担当者」という。）を設けて、大臣官房長に登録しておくものとする。

(3) 津波警報等連絡担当者等の責務

イ 大臣官房長は、津波警報等を受理したときは、津波警報等連絡担当者に当該津波警報等の伝達を行うものとする。

ロ 津波警報等連絡担当者は、別図3の経路に従って財務局、税関及び国税局に対して、迅速かつ的確に津波警報等の伝達を行うものとする。

(4) 伝達の方法

大臣官房長又は津波警報等連絡担当者が津波警報等の伝達を行う場合には、通常の電話又はその他適当と認める方法により行うものとする。

(5) 報告

各部局等の長は、当該災害の状況及びこれに対して採られた措置の概要その他必要な報告事項については、上記の伝達の経路及び方法を利用して大臣又はあらかじめ指定する者に報告するものとする。

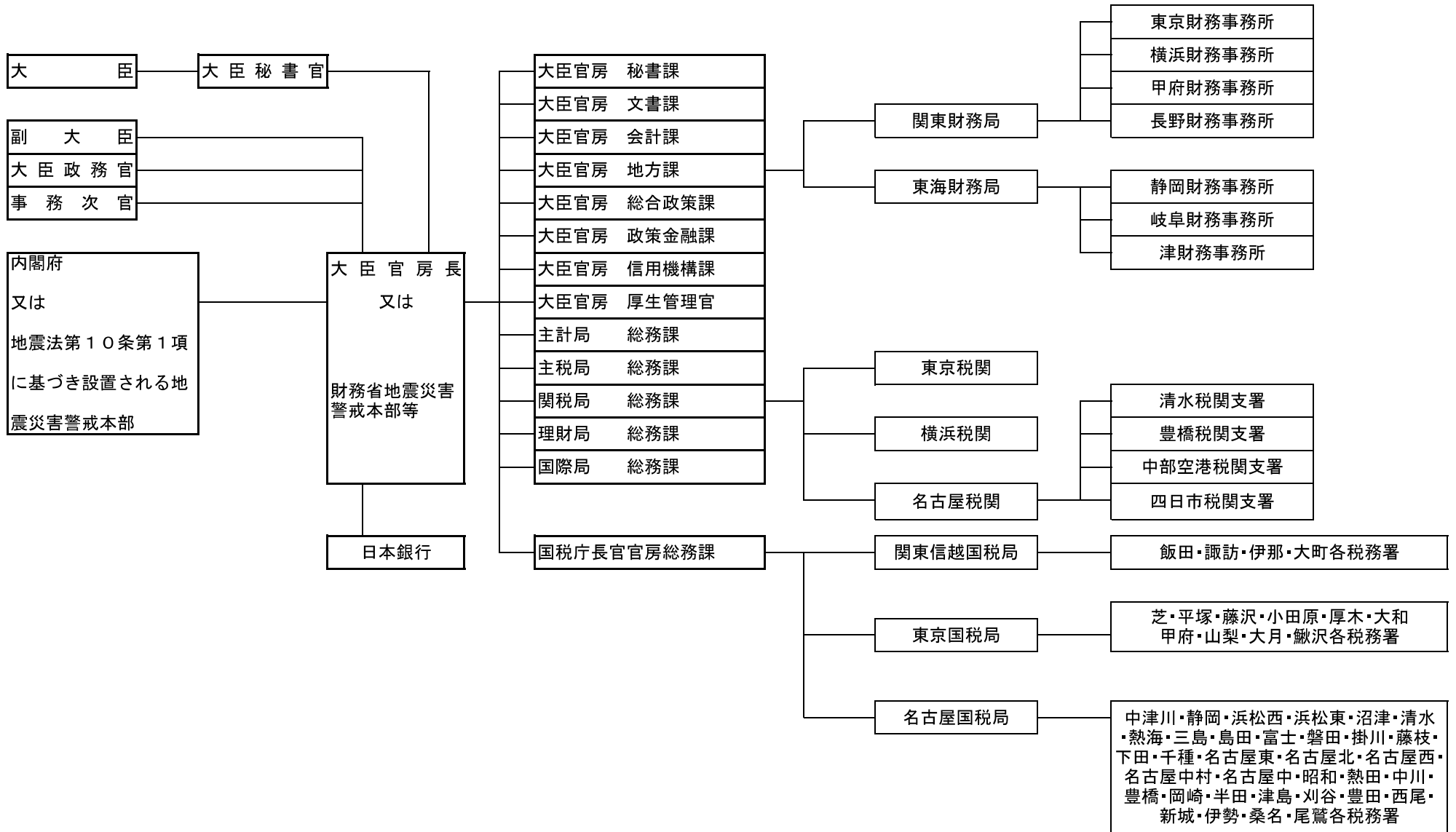
2 財務省本省及び国税庁を除く各機関の内部又は当該各機関相互における伝達の経路及び方法

財務省本省及び国税庁を除く各機関の内部又は当該各機関相互における伝達の経路及び方法については、それぞれの機関において別に定めるものとする。

なお、これを定めるにあたっては、津波警報等の発表から津波の来襲までの時間が短いことも想定されることから、テレビ・ラジオ等の報道等により、上部機関からの津波警報等の伝達を受ける前に当該情報を入手した財務省本省及び国税庁を除く各機関においては、上部機関からの伝達を待たずに、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震により発生する津波の被害が予想される当該機関内部及び下部機関に対して、津波警報等の伝達を行うよう定めるものとする。

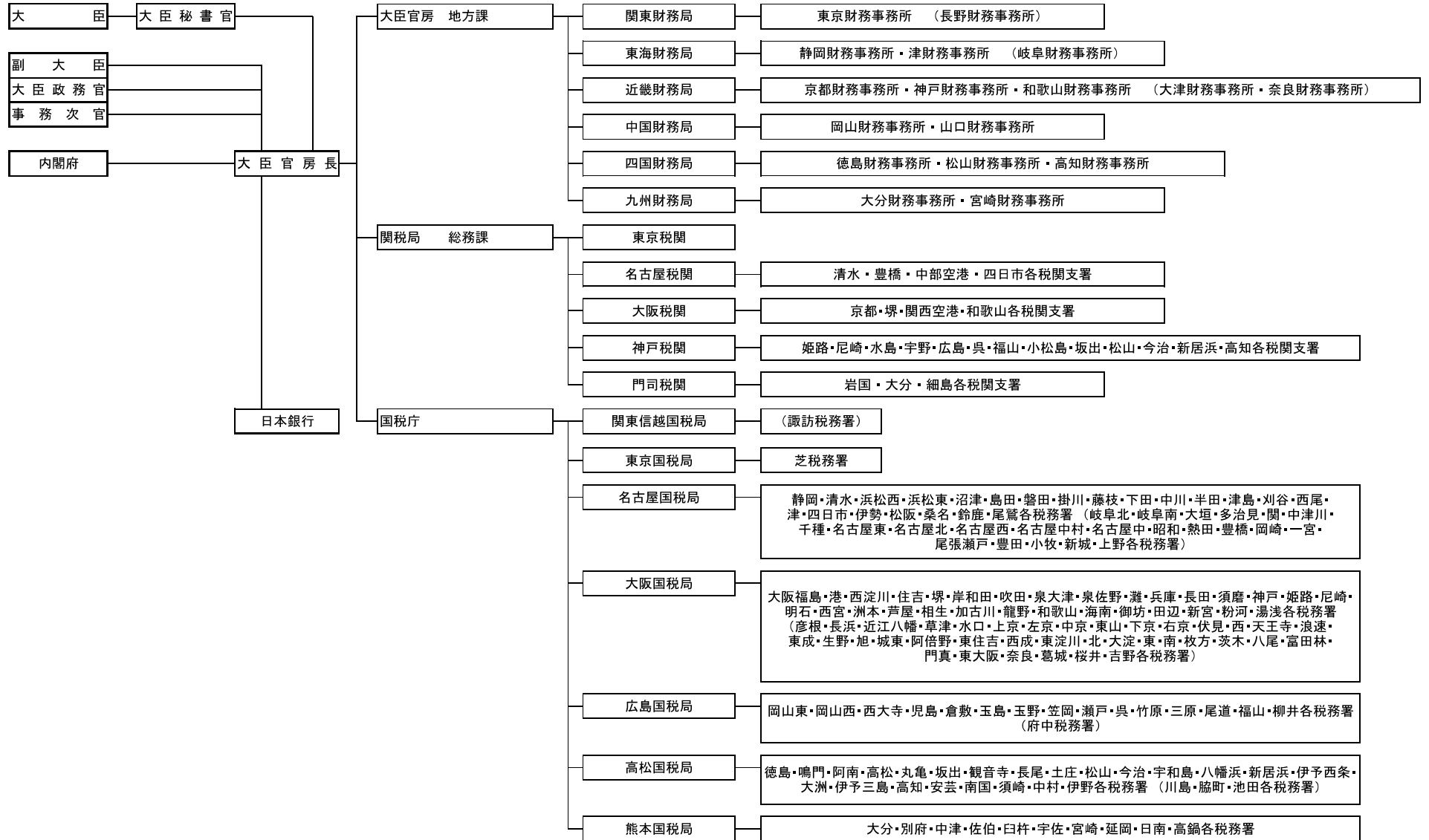
別図 1

地震予知情報等伝達経路図



別図2

津波警報等伝達経路図（東南海・南海地震）



()内の機関は管轄地域に海岸を有していない機関

津波警報等伝達経路図（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震）

